



不良債権の状況について

えさしんきんは不良債権処理を積極的にすすめ、資産の健全性を維持しております。

当金庫では、貸出資産の健全性を確保するため、審査態勢の強化に努めるとともに、積極的な償却・引当を行い、その結果については監査法人による厳格な監査を受けており、経営の健全性を維持しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権の対象債権は、地元有力企業及び関連会社の経営破綻、並びに管内地域経済の回復遅れによる、お取引先の業況悪化等により前期3,722百万円から2,104百万円増加し、5,826百万円となっております。

なお、これらの開示額は担保処分による回収見込額や既に引当てしている貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。(リスク管理債権5,826百万円のうち担保・保証、引当金によって5,821百万円<保全率99.91%>が保全されています。)

(1) リスク管理債権

(単位:百万円)

区 分	平成20年3月期	平成21年3月期
破 綻 先 債 権	138	319
延 滞 債 権	3,418	5,499
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権		
貸 出 条 件 緩 和 債 権	166	7
合 計	3,722	5,826

(注)単位未満は切り捨てて表示しております。

上記項目の説明

- 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
上記「破綻先債権」に該当する貸出金 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

(2) リスク管理債権の引当金・保全状況

(単位:百万円)

区 分		残 高 (A)	保 全 状 況			
			担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	(B)+(C)=(D)	保全率 (D)/(A)
破 綻 先 債 権	平成19年度	138	108	29	138	100.0%
	平成20年度	319	263	56	319	100.0%
延 滞 債 権	平成19年度	3,418	2,609	801	3,410	99.7%
	平成20年度	5,499	3,539	1,960	5,499	99.9%
3カ月以上延滞債権	平成19年度	-	-	-	-	-
	平成20年度	-	-	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成19年度	166	69	45	115	69.2%
	平成20年度	7	-	2	2	30.3%
合 計	平成19年度	3,722	2,786	876	3,663	98.4%
	平成20年度	5,826	3,802	2,018	5,821	99.9%

(注)単位未満は切り捨てて表示しております。

上記項目の説明

- 「担保・保証額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破綻先債権、延滞債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定しその相当額を引当てした額です。また、貸出条件緩和債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて計上した引当額です。
- 保全率は、リスク管理債権額に対してカバーされている割合をいいます。

金融再生法に基づく開示債権と保全状況

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権の区分で、当金庫における対象債権は、貸出金、債務保証見返、未収利息、仮払金です。

(1) 金融再生法に基づく開示債権額

(単位:百万円)

区 分	平成20年3月期	平成21年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	476	4,208
危険債権	3,109	1,681
要管理債権	166	7
正常債権	70,451	69,040
合計	74,203	74,938

(注)単位未満は切り捨てて表示しております。

上記項目の説明

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、上記1.2.3.以外の債権をいいます。

(2) 金融再生法に基づく開示債権の保全状況

(単位:百万円)

区 分	残高 (A)	保全状況				
		担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	(B)+(C)=(D)	保全率 (D)/(A)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成19年度	476	377	98	476	100.0%
	平成20年度	4,208	2,415	1,792	4,208	100.0%
危険債権	平成19年度	3,109	2,347	753	3,100	99.7%
	平成20年度	1,681	1,455	225	1,681	99.9%
要管理債権	平成19年度	166	69	45	115	69.2%
	平成20年度	7	0	2	2	30.3%
合計	平成19年度	3,752	2,793	897	3,691	98.3%
	平成20年度	5,897	3,871	2,020	5,892	99.9%

(注)単位未満は切り捨てて表示しております。

上記項目の説明

- 「担保・保証額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定しその相当額を引当てした額です。また、要管理債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて計上した引当額です。
- 保全率は、金融再生法上の不良債権に対してカバーされている割合をいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成19年度	515	108	-	-	624
	平成20年度	624	376	-	-	1,000
個別貸倒引当金	平成19年度	286	575	10	-	852
	平成20年度	852	1,518	352	-	2,018
合計	平成19年度	802	684	10	-	1,476
	平成20年度	1,476	1,894	352	-	3,018

(注)単位未満は切り捨てて表示しております。

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度
貸出金償却	308	1,114

(注)単位未満は切り捨てて表示しております。